

第25回(令和8年度)いこまどんどこまつり
市役所東側駐車場高架下スペース 運営委託事業者 公募要領

1 いこまどんどこまつりの趣旨・目的

すべての市民の心と心がふれあい、ここがふるさとだと言えるような「いこまらしさ」を育てるため、生駒の夏まつりとして定着してきた「いこまどんどこまつり」を通して、市民のふれあいの輪を広げ、さらにふるさと意識の高揚を図り、生駒を盛り上げるため、市民手づくりのまつりとして「どんどこまつり」を開催している。

2 業務の概要

飲食物の提供を通じた管理範囲の運営

(1) 開催日時・販売時間

令和8年8月1日(土) 15時～20時

※各イベントは小雨決行、荒天時は中止。順延はありません。

(2) 開催場所

生駒市役所東側駐車場(生駒市東新町8-38)

※委託に係る管理範囲は、別紙「市役所東側駐車場配置」を参照すること。

3 委託費用

200,000円(税込)

4 応募資格

応募できる者(提案者)は、次に掲げる事項をすべて満たすこととする。

- (1) 別紙「仕様書」に記載の事項を遵守できる団体等。
- (2) 生駒市内に本店や支社等の主たる活動拠点を有している団体等。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しく

は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき
関係を有していると認められるとき。

5 審査スケジュール

募集開始	令和8年1月30日(金)
質問受付締切	令和8年2月6日(金) 16時00分(必着)
質問回答	令和8年2月9日(月)
提案書等受付締切	令和8年2月18日(水) 16時00分(必着)
専門委員会審査	令和8年3月上旬(予定)
選定結果通知	令和8年3月下旬(予定)
契約締結	令和8年4月上旬(予定)

6 質問受付及び回答方法

- (1) 提出期限 令和8年2月6日(金)16時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の「質問書」に記載のうえ、電子メールで提出すること。
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
提出先 E-mail : shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp
- (3) 回答日 令和8年2月9日(月)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載する。個別には回答しない。

7 提出書類

- (1) 提出書類
 - ①提案書提出届
 - ②提案書 以下「8提案書について」を参照のうえ作成すること。
- (2) 提出期限 令和8年2月18日(水)16時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参・郵送・電子メールのいずれか。提出後事務局まで電話で連絡すること。

8 提案書について

- (1)提案書の作成方法
提案書は次の事項に従って提出すること。
 - ①提案書には、提案者名は記入しない。
 - ②提案様式は任意。
 - ③文字サイズは10.5ポイント以上。
 - ④モノクロ、カラーは問わない。
 - ⑤別紙「第25回(令和8年度)いこまどんどこまつり市役所東側駐車場高架下スペース運営委託事業者
公募提案書作成ガイド」に基づき作成すること。

9 審査及び審査項目

- (1)いこまどんどこまつり専門委員会による書類審査のみとし、専門委員会は非公開とする。
- (2)審査結果については、令和8年3月下旬以降に通知する。
- (3)以下の審査基準に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し選定する。

評価項目	評価事項	配点
①運営実績	各種まつりやマルシェ等の実績から、業務を円滑に行うことが見込めるか。 過去5年間(R3～R7年度)の実績を評価対象とする。 ※まつりでの開催実績があれば、優先して記載すること。 ※本公募は、管理範囲内の運営を委託するものであることから、まつり等の出店実績ではなく、運営実績を記載する点に留意すること。	10
②企画力	どんどこまつりの趣旨や目的を十分理解した上での提案内容となっているか。なお、以下の項目については、提案書に記載すること。 ①出店者の募集・選定方法 ②店舗構成・配置予定 ③追加提案 ※別紙「仕様書」も参照すること。	25
③安全対策	まつり開催における会場運営、安全対策等を確実に遂行できる体制、提案内容となっているか。 ①各店舗の行列の管理・来場者の動線確保 ②熱中症対策 ③ごみステーションの管理方法・清掃活動・汚損防止装置 ※別紙「仕様書」も参照すること。	25
合計		60

※提案書に記載の事項については、どんどこまつり当日にスタッフが確認し、基準に満たないことが確認された場合、次年度は応募できません。

10 審査後の手続き

選定結果の通知後、速やかに内容等を調整し契約を締結する。

11 失格事項

提出書類または提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものは、提出書類を無効とするとともに失格とする。

12 注意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

(3)生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 問い合わせ先

いこまどんどこまつり実行委員会事務局(生駒市地域コミュニティ推進課内)

担当 : 藤川・沖本・松尾

住所 : 生駒市東新町 8-38

TEL : 0743-74-1111(内線 2061)

E-mail : shiminkatsudo@city.ikoma.lg.jp